手話の定義について

１．条例における「手話」の定義案

本条例における「手話」の定義を次のとおり提案します。

「独自の語彙（ごい）及び文法体系を持ち、手及び指、体の動き、表情等を組み合わせて視覚的に表現する言語」

２．提案の背景・考え方

①全日本ろうあ連盟の「手話言語」の定義

一般財団法人全日本ろうあ連盟では、手話は「日本語とは異なる独自の語彙や文法体系を持つ言語である」としています。※出典１

②他自治体の状況

他自治体で主に採用されている手話の定義は次のとおりです。

- 独自の文法を持つ言語
- 独自の体系を持つ言語
- 独自の文法体系を持つ言語
- 独自の語彙及び文法体系を持つ言語
- 手及び指、体の動き、表情等を組み合わせて視覚的に表現する言語

※⑤については、①～④と合わせて表現されていることが多いです。

他自治体の事例を検証した結果、「独自の語彙及び文法体系」と「手・指・体・表情による視覚的表現」の双方を組み合わせることで、言語としての手話を正確に表現できていると考えました。

③日本語対応手話について

いわゆる「日本語対応手話」は、音声言語の日本語の語順や文法に従い、手や指の動きで表現するものです。独自の語彙及び文法体系を持つ日本手話（手話言語）とは異なり、言語としての分類上は日本語に属します。

本条例は「手話言語条例」であるため、条例上の手話の定義に日本語対応手話を含めると「言語としての手話」の意味が曖昧になることから、定義には含めていません。

一方で、日本語対応手話は、中途失聴者や難聴者の方たちの生活や手話通訳の現場において不可欠な役割を果たしています。町田市が行う施策としては、日本語対応手話も含め

てその理解促進や普及等に取り組むものと考えています。宮城県の手話言語条例ガイドライン※出典２においても、「日本手話を念頭に置きながらも日本語対応手話を排除するものではない」と述べています。

町田市においても、日本手話も日本語対応手話も施策の対象とすることで、全ての市民が共生することのできる地域社会を目指します。

［参考：辞書における用語の意味］※出典３

用語	意味
文法	語彙項目を組み合わせて文などの複合的な表現を作るための構文のようなパターンと名詞･動詞･主語といったその構成要素とからなる体系。
体系	個々別々のものを統一した組織。そのものを構成する各部分を系統的に統一した全体。
語彙	一つの言語の、あるいはその中の特定の範囲についての語や慣用句を含む定型表現の総体（ものごとのすべて・全部）。
手話	主にろう者によって用いられる、手の形・動き・位置などによって意味を伝える言語。非手指動作と呼ばれる顔の表情やあごの動きなどが文法的機能を持つ。
日本手話	日本のろう者が日常的に用いる手話。音声日本語とは異なる文法体系を持つ。

出典１：「手話で Go^2！手話のある豊かな社会を手話言語法制定に向けて」（２０１６年１１月 一般財団法人全日本ろうあ連盟）１２ページ

出典２：『手話言語条例ガイドライン』（令和３年４月 宮城県保健福祉部障害福祉課）
３ページ
《なお，手話言語条例では，「日本手話」を念頭に規定（独自の語彙・文法，文化的所産，調査研究など）しつつも，「日本語対応手話」を排除するものでありません。この条例は，障害者福祉施策として，広く意思疎通を図るための手段としての手話（言語としての日本手話，日本語である日本語対応手話の双方）の普及を図り，失聴者，難聴者，中途失聴者等が，社会参加できる暮らしやすい社会の実現を目指すものです。》

出典３：広辞苑　第七版（普通版）岩波書店